

## 平成28年度液化石油ガス販売事業者等立入検査結果について

平成29年7月  
関東東北産業保安監督部  
東北支部保安課

当支部では、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（以下「法」という。）第83条第1項及び第2項の規定に基づき、毎年度、当支部所管の液化石油ガス販売事業者の販売所及び保安機関の事業所に対し、立入検査を実施している。

平成28年度は、「平成28年度液化石油ガス販売事業者等保安対策指針（平成28年3月17日付け20160310商局第2号）における要請事項への取り組み状況の確認を主眼に、液化石油ガス販売事業者及び保安機関（以下「液化石油ガス販売事業者等」という。）における、保安業務の契約及び実施状況、供給設備の技術上の基準の適合状況、保安教育の実施状況、業務主任者が行う職務の実施状況、帳簿の記載状況等の確認を重点確認項目として立入検査を実施した。平成28年度の液化石油ガス販売事業者等立入検査の概要は、以下のとおりである。

### I 立入検査の実施について

1. 実施時期	平成28年6月～平成29年3月		
2. 実施件数	販売事業者 兼 保安機関	9販売所	(8事業者)
	保安機関	4事業所	(4事業者)
	計	13事業所	(12事業者)

※所管販売事業者は、全て保安機関を兼ねており、立入検査では保安機関の業務についても検査している。

3. 実施内容
- ・販売事業者の販売所及び保安機関の事業所において、業務主任者等の立会のもとに帳簿等の検査及び貯蔵施設等の現場確認を実施。また、一部、一般消費者宅に置かれている供給設備の管理状況等について現場確認を実施。
  - ・検査の結果、保安の確保のため必要と認められた事項について、改善措置の実施等を指導。

### II 平成28年度液化石油ガス販売事業者等立入検査における指摘事項（項目別）

No.	項目	主な違反内容	件数
<b>【販売事業者の業務】</b>			
1	販売所等の変更届（法第8条）	変更届書の未届	1
2	基準適合義務（法第16条の2）	供給設備の技術基準不適合 (容器から2m以内にある火気をさえぎる措置を講じていない等)	2
3	業務主任者（法第19条）	販売事業者の業務主任者に係る管理不備 (供給設備が技術上の基準に適合するよう業務主任者に監督させていない)	1
4	業務主任者（法第20条）	業務主任者の職務遂行不備 (点検・調査の結果を確認していない)	1
5	保安業務（法第27条）	緊急時対応の不備 (委託先保安機関からのBR表示の通知（複数回）に速やかに対応していない)	1
6	帳簿の記載（法第81条）	帳簿の記載の不備 (消費設備の技術基準に不適合だったことを記録していない)	2
<b>【保安機関の業務】</b>			
1	保安業務（法第27条、第34条）	容器交換時等供給設備点検結果の通知の不備 (技術基準に適合していないのに適合と判定し通知していた)	1
		定期消費設備調査結果の通知の不備 (技術基準に不適合と判定したが適合するための措置等を通知していない)	1
2	保安業務規程（法第35条）	保安業務規程に定める保安教育の年間計画の不備	1
		保安業務規程に定める販売事業者への連絡の不備	1
合 計			12